

みえの縁むすびサポート企業 募集要項

1 目的

結婚を希望する独身従業員の出会い・結婚を応援する取組を実施する企業・団体「みえの縁むすびサポート企業」（以下「サポート企業」という。）の登録を推進し、その活動を通じて、結婚を希望する方に多様な出会いの機会を創出します。

2 登録要件

- (1) 三重県内に本社または営業所がある企業・団体等であること。
※企業・団体の内部組織単位（支店、部署等）での登録も可能です。
- (2) 社内の担当者である「職場サポーター」を選任すること。
※「職場サポーター」を複数名設置していただくことも可能です。
- (3) 職場サポーターが「みえの縁むすびサポート企業セミナー」を受講すること。
- (4) 三重県暴力団排除条例（平成 22 年三重県条例第 48 号）第 2 条に規定する暴力団・暴力団員でないこと。
- (5) その他重大な法令違反がないこと。

3 サポート企業の役割

サポート企業は、社内の担当者である「職場サポーター」を配置し、次の取組を通じて、従業員の出会いをサポートしていただきます。

- (1) みえ出逢いサポートセンター（以下「センター」という。）が提供する出会いイベント等の情報を希望者へ周知する。
- (2) センターが主催する「サポート企業交流会」に参加し、登録企業間で情報交換を行う。
- (3) センターと連携して複数の企業・団体間での出会いの機会の創出に取り組み、自社従業員に対して周知する。

4 申請方法

下記の専用フォームから申請いただくか、「みえの縁むすびサポート企業登録申請書」をメール・郵送で下記「8 問い合わせ先」へご提出ください。後日、センターより「みえの縁むすびサポート企業セミナー」に関する日程調整のメールをお送りさせていただきますので、調整のうえ、ご参加をお願いいたします。

【専用申請フォーム】 <https://forms.gle/cdVGq9Pro8cJRC417>

5 活動にあたっての留意事項

- (1) 結婚する、しないは個人の自由であり、一人ひとりの思いや考えを尊重することが大前提となります。個々の価値観等を尊重いただき、価値観の押し付けや、結婚を希望しない方等への強要とならないよう、十分にご配慮をお願いします。
- (2) 個人情報の不適切な収集や漏えいを行わないようご注意ください。
- (3) サポート企業および職場サポーターとしての活動上のトラブルについては、各自が責任

をもって対応してください。

6 登録の取消

登録内容に虚偽が判明した場合や、下記に該当する場合は、登録を取り消します。登録が取り消しとなった場合は、すみやかに認定証のほか、職場サポーターのガイドブック等を返却していただきます。

- (1) 2に記載の要件を満たさなくなった場合
- (2) サポート企業および職場サポーターの地位を利用し、個人情報の不適切な収集、漏えい及び不正利用を行った、または行おうとした場合
- (3) その他、サポート企業としてふさわしくないと県が判断した場合

7 その他

- (1) サポート企業に登録された場合、みえ出逢いサポートセンターのホームページ等で広く周知します。
- (2) 登録後、サポート企業の認定証のほか、県の結婚支援事業に関する資料や職場サポーター向けガイドブック等を交付します。
- (3) サポート企業および職場サポーターの情報は、三重県とみえ出逢いサポートセンター、市町の結婚支援担当課で共有させていただきます。なお、サポート企業の活動の支援など、本事業以外で利用することはありません。
- (4) サポート企業の登録期間は、登録した年度の年度末までとなります。登録期間の更新や職場サポーターの変更については、対象事業者等に別途ご案内します。

8 問い合わせ先

みえ出逢いサポートセンター

三重県四日市市安島 1-3-31 トナリエ四日市 4 階（株式会社デルタスタジオ内）

電話 059-355-1322 メール info@deai-mie.jp

【南勢サテライト】 三重県伊勢市船江 1 丁目 471-1 ミタス伊勢内

電話 0596-21-1522 メール info@deai-mie.jp

※本事業は、三重県からの委託により、株式会社デルタスタジオが実施します。